

独立行政法人教職員支援機構の評価等に関する有識者会合について

令和元年5月31日
総合教育政策局長決定

1 趣旨

「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準」（平成27年6月30日文部科学大臣決定）に基づき、独立行政法人教職員支援機構の評価等に関して、外部有識者の知見を活用するため、独立行政法人教職員支援機構の評価等に関する有識者会合（以下「有識者会合」という。）を開催する。

2 知見を活用する事項

外部有識者の知見を活用する事項は、以下のとおりとする。

- (1) 中期目標の策定及び変更
- (2) 中期計画及び中期計画の変更についての認可
- (3) 中期計画の変更の命令
- (4) 年度評価、見込評価及び期間実績評価
- (5) 評価結果に基づいて命ずる、法人が講ずべき措置
- (6) 中期目標期間終了時の所要の措置についての意見
- (7) その他の評価等に関する事項

3 実施体制

有識者会合は、別紙に掲げる有識者をもって構成する。有識者会合には座長を置き、有識者の互選によって、これを定める。

なお、必要に応じ、当該有識者以外の者の協力を得ることができる。

4 実施期間

令和元年5月31日から令和3年3月31日までとする。

5 その他

有識者会合の庶務は、大臣官房政策課政策推進室の協力を得て、総合教育政策局教育人材政策課において行う。